

2023年5月8日

お客さま各位

損害保険ジャパン株式会社

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う取扱いについて

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症につきまして、2023年5月8日から、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「感染症法」）」上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現する等の特段の事情が生じない限り、「五類感染症」に位置づける方針を政府が公表しています。

このような状況を踏まえ傷害を補償する保険の特定感染症特約等の取扱いを下記のとおりいたしますので、ご確認ください。ご不明な点等ございましたら、お問い合わせ先までご相談ください。
末筆ではございますが、お客さまの今後益々のご繁栄を心から祈念申し上げます。

敬具

記

1. 傷害保険等の特定感染症特約等の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の拡大をうけ、2020年2月1日以降、特定感染症特約等がセットされている契約に「指定感染症追加補償特約（特定感染症用）」を自動セットすることで、「感染症法（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症」を保険金のお支払いの対象としていましたが、今般の「感染症法」上の位置づけ変更により、上記に規定する感染症に該当しなくなるため、2023年5月8日以降に発病（※）した場合、以下の特約をセットしている場合でも保険金支払いの対象外となります。

（注）2023年5月7日以前に発病（※）し、入院等が2023年5月8日以降となった場合は保険金のお支払いの対象となります。

（※）発病の時期、発病の認定は医師の診断によります。

<対象特約>

| 商品 | 特約等 |
|--------|------------------------------------|
| 傷害総合保険 | 特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約 |

2. 対象のご契約

保険種目：傷害総合保険

証券番号：912312G813

保険始期：2023年4月1日

（注）現在のご契約内容は、加入者証等でご確認ください。

以上

■引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社 埼玉中央支店法人支社
〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町 4-82-1
TEL:048(648)6010

<受付時間> 平日：午前9時から午後5時まで
（土・日・祝日・年末年始は、お休みしております。）

■お問い合わせ先 <取扱代理店>

株式会社カイトー 担当：中村・登坂(とさか)
〒160-0023 東京都新宿区西新宿 7-2-6
TEL:03-3369-3107

<受付時間> 平日：午前9時から午後5時まで
（土・日・祝日・年末年始は、お休みしております。）